# 厚生部所管に係る部門功労表彰実施要領

### 第1 趣 旨

この要領は、富山県表彰規則(昭和 60 年富山県規則第 17 号。以下「規則」という。)に基づく 表彰事務取扱要綱(以下「要綱」という。)の定めるところにより、厚生部所管の部門功労表彰(以 下「表彰」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 表彰の推せん基準

要綱第3-2-(1)に定める部門功労表彰に係る推せん基準は、次のとおりとする。

- 1. 個人にあっては、次のいずれかに該当する者で、別表に掲げる推せん基準に適合し、各部門において県民の模範となる者。
  - (1) 同一業務に10年以上精励し、優れた功績のあった者。
  - (2) 団体(市町村単位以上)の役員(理事以上)については、功労の積み重ねが10年以上で優れた功績のあった者。
  - (3) その他県民の福祉の増進に優れた功績のあった者。
- 2. 団体にあっては、次のいずれかに該当するもので、別表に掲げる推せん基準に適合し、各部門 において県民の模範となるもの。
  - (1) 功労の積み重ねが、10年以上で優れた功績のあったもの。
  - (2) その他県民の福祉の増進に優れた功績のあったもの。

# 第3 表彰候補者の推せん

1. 推せん数

要綱第4-1-(2)に定める部門別、分野別推せん数は、別表のとおりとする。

2. 推せんの方法

市町村長又は団体の内申等に基づき、上記推せん枠の範囲内で各課長が推せんするものとする。

- 3. 推せん関係書類の提出方法等
  - (1) 候補者が個人の場合は、個人調書(様式1号)により推せんし、団体の場合は、団体調書(様式2号)により推せんする。
  - (2) 候補者が個人の場合は、戸籍抄本及び刑罰等調書(様式3号)を添付する。また、団体歴を有する候補者にあっては、その主なものについて関係団体調(様式4号)を添付する。
  - (3) 推せん書類は、内申者において調整し、表彰単位毎に候補者一覧表(様式 5 号)を添付し、 別表の担当課あて2部(戸籍抄本及び刑罰等調書は1部)提出する。

#### 第4 表彰の制限

規則第3条及び要綱第5に定めるもののほか、次に該当する場合には表彰の対象としないものと する。

- (1) 同部門で部門功労表彰を受彰したもの。
- (2) 同分野で知事感謝状を受け、10年を経過しないもの。ただし、永年勤続民生委員児童委員知事感謝状については、この限りではない。

#### 第5 被表彰者数

要綱第7-(2)に定める部門別、分野別被表彰数は、おおむね別表のとおりとする。

# 第6 表彰の時期

要綱第8-(2)で定める部門別表彰の時期は、原則として別表のとおりとする。

# 第7 事務分掌

本要領で定める部門別、分野別表彰の取扱いは、別表に定める担当課において行う。

#### 第8 関係部局との調整

本要領で定める部門別、分野別被表彰者の決定に当たっては、関係部局との調整を十分に行うものとする。

# 附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成3年度の部門功労表彰から適用する。

#### 附則

この要領は、平成4年9月9日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成5年12月14日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成6年2月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領の改正は、平成 14 年 7 月 2 日から施行し、改正後の要領の規程は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

# 附 則

この要領は、平成15年3月13日から施行する。

# 附 則

この要領の改正は、平成 18 年 6 月 5 日から施行し、改正後の要領の規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附則

この要領は、平成19年9月10日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

# 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

# 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

# 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。